

7 輸 国 第 4955 号

関税割当公表第 80 号の 2

令和 8 年度の豆類の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和 40 年農林省令第 13 号）第 6 条の規定に基づき、乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）のうち、ひよこ豆、緑豆、ひら豆、大豆及び落花生以外のもの（以下「豆類」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和 8 年 4 月 1 日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

1 割当対象物品 豆類（関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）別表第 1 第 0713.10 号、第 0713.32 号、第 0713.33 号、第 0713.34 号、第 0713.35 号、第 0713.39 号、第 0713.50 号、第 0713.60 号及び第 0713.90 号に規定するもの）

2 割当数量

(1) 一般枠

| | |
|----------------------------------|-----------|
| ア 小豆 | 10,700 トン |
| イ えんどう及びそら豆 | 16,000 トン |
| ウ いんげん豆及びその他の豆（小豆、えんどう及びそら豆を除く。） | 18,400 トン |

| | |
|-----------|-----------|
| (2) 新規需要枠 | |
| 小豆 | 2,896 トン |
| (3) 沖縄枠 | |
| 豆類 | 3,700 トン |
| 合計割当数量 | 51,696 トン |

3 通関期限 令和9年3月31日

ただし、2の(1)のアについては、次のとおりとする。

(1) 本（第1次）公表分 令和8年10月14日

(2) 別途（第2次）公表分 令和9年3月31日

第2 第2次公表

関税割当制度に関する政令（昭和36年政令第153号）別表で定める豆類の数量と第1の2の割当数量との差68,304トン（本公表に係る割当てに残量が生じた場合及び令和8年度の割当て以降、令和8年8月31日までに返納された関税割当証明書に残存数量がある場合には、それを加えた数量）の割当てについては、別途公表（第2次公表）する。

第3 その他

関税割当申請書の提出先及び提出の時期、添付書類その他手続に関し必要な事項並びに割当ての基準に関する事項については、令和8年度の豆類の関税割当てについて（令和8年3月11日付け7輸国第4686号関税割当公表第80号）によるものとする。